

第五回参議院通信委員会會議錄第四号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)午前十時四十一分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○郵便法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(大島定吉君) 只今より委員会を開きます。

郵政省設置法の一部を改正する法律案、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の三つの法案が内閣委員会に付託されているのでありますが、内閣委員会から当委員会に対して、審査のため連合委員会を開きたい旨の申入れがありました。開くことにいたして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大島定吉君) それでは連合委員会を開くことに決定いたします。それでは暫時休憩いたします。

午前十時四十三分休憩

午前十時五十二分開会

○委員長(大島定吉君) これより休憩前に引き続き委員会を開きます。

昨日に引続き郵便法等の一部を改正する法律案を議題といたし、審議を続行いたします。御発言を願います。

○下條恭兵君 昨日大臣の御答弁によつて大掴みな点は了解できたのであります。大臣はその各款項目に亘つても非常な大剣を振つて、そうして赤字を切詰めたのだという御説明であつた

のであります。私はそれに対する具体的な御説明をお願いしたわけですが、大臣からはなかつたわけでありまして、どの部分でどのくらい減つたか、例えば大臣の答弁の中には労働基準法に違反するような厚生部面なんかの削減をいふと言つておられましたので、そういう点を詳細に御説明を一つお願いしたい。その次には電氣通信省と郵政省に分れて、従業員はどれくらいずつの数に分別して、郵政省の方の人員が総員何人、あるように思うのですが、この旅費は総員で割つたら一人当り幾らくらいに當つていくかという点。

第三番目には昨日私が申し上げましたように、例えば集配局の整理、つまり機械化による集配局の整理というふうなことをして節約する余地はないかと、私の質問に対して、大臣はそれも組込んであるという御答弁でありましたので、そうしたらこれは全国でどれだけの数が整理して、そのために生ずる節約額が幾らであるかという点。

第四番目には二十三年度でも予定の収入に対して九億か十億の増収があつたということですが、二十四年度の収入見込に対して多少過少のきらいがあるのではないかというところは、この収入見込の立て方によつて不足額に相違が生じて来て、そうするとこの値上の基礎は又変つて来ると考えますので、この点を一点お尋ねしたいと思つてあります。

なりまして、大した収入の増加が期待せられないように大臣は答弁されたように私は受取つておつたのであります。併し三分五厘であるか、六分になるかということになると、仮に百六十二億であつたとしましても、この運用による差額は相当大きくなつて来るように考えられますので、或いは現在金利高の今日、簡易保険の方で独自の運用をやりますならば、或いはもう少し収益も増加するのではないかと、以上を考へられますので、この点。

○政府委員(大野勝三君) 最初にお尋ねになりました予算面においてどういふ項目をどの程度に切り詰めたかという点でございますが、昭和二十三年度の成立予算、それは人件費は三千七百円ベースでございますが、物件費も当時の物價でやつてございまして、それを人件費は六千七百円ベースに直し、物價の値上りも勘案いたしましたので、いざこれをそのまま引写しに二十四年度に持つて来たならどういふ数字になるであろうかというのを予算の数字と比較して申上げて見ますと、二十三年度を標準予算と申しておるのでございまして、この標準予算と較べて見ますと、人件費におきまして二十三億七千九百万円落ちることになります。又物件費のほうにおきましては十一億四千万円落ちることになります。これだけがつまり二十三年度並の人件費なり物件費なりを出さないで節約した額に

當るわけでございます。そういうわけでありまして、具体的には細かい点は実はまだこれから実行予算においていろいろと計画をしなければならぬ点がございますので、総額で一つ御了承願いたいと思つております。

それから両者分割になつた場合に、両省の人間がどういふふうな振分けになるかという第二のお尋ねでございますが、これは現在まだ行政整理でだけの定員が決定的に決まるかということはその時期に至つておられませんけれども、予算面で一應出ております数字を元にして申上げますと、郵政の方の総定員が二十二万五千二百七十八名、電政のほうの総定員が十八万四千四百五十九名ということになつております。もつともこれは特定局におきまして、電氣通信の仕事を受託してやることになつておりますが、その方の要員は今一應電氣通信の要員ということに計上いたしておりますので、その点が若干狂つて参ります。

上当然利用をいたします。或いは電信電話の工事をいたしますために、その要員が現地に向つて仕事をしなければならぬ、そういうふうな旅費を特定旅費と申しておりますが、その特定旅費といたしまして、郵政の方に二億九千九百万円、それから電氣通信の方に三十一億九千九百万円余となつております。その両者を、つまり特別旅費と特定旅費とを合計いたしますと、旅費の総額は、郵政の方は十四億七千六百万円余、電氣通信の方が四十三億二千九百万円余となつております。これを一人当りどれくらいになるかというお尋ねでございますが、仮に郵政の方を只今申上げた定員の数に特定局の電氣通信業務を受託してやるために、必要な人間を郵政省分というふうにし、必要人間を加算をいたしまして、それでそれら郵政省の一人当り、電氣通信省の一人当りというふうに出しますと、郵政省の一人当りの出張旅費は五千五百八十八円となつております。それから電氣通信省の方は五万四千八百円となつております。

その次にお尋ねになりました集配局或いは通達施設等の改善の経費をどの程度、二十四年度の予算に見込んであるかという趣旨のお尋ねでございますが、これは先般お尋ねになりましたような趣旨のことは、実はもう年々引き続きその交通事情その他が変るごとに新らしい計画を樹てて実行をいたして参つておりますので、二十四年度にお

きまして、或いは鉄道の新線ができて

るとか、或いはその他の交通系統が変化する、或いは交通ばかりではございませぬ、その他の経済事情の変化等もございませぬ、そういう交通通信利用の見地から計画を直さなければならぬ、というふうな場合がこれは毎年ございます。そこでそういうもの、経費は、例えば集配運送部といたしまして計上いたしております、その経費の中で適宜その施設を切替えるために一方の経費がなくなり、一方の経費が殖えるといつたようなことで、全体といたしましては大体年間に要ります。そういう経費は総額においては、大した狂いはございませぬが、お説のような施設は常時その必要に應じてこれを行ひ得るようにならしておるわけでございます。

それから次に今年度の収入の見込みが少く過ぎないかという趣旨のお尋ねでございましたが、何さま料金のお訂正をいたしませんか、どうしてこの見込みを減らすというのを見込みを得ない、これは過去の経験からいたしても、たゞ過去になつておりましたので、ただ過去におきましては相当の、値上げの程度も今回よりは多少高かつた場合が多ございまして、利用減の見積りもそれだけ多くございまして、この二十四年度の、今回の料金の改訂に伴います利用の見込みということにつきましては、大体料金が変らなかつたならば前年度、つまり二十三年度の利用に対して少くとも五分程度の自然増があるであろう、五分程度の自然増というものを土台にしまして、それから三分程度の利用減があるであろう、こういう見積り方をしております。そういうわけ

けでありますから、絶対取扱数におきましては前年度よりは増えます。そういう見方をしておる。そうしてその中でも葉書のごときは、これは今回は料金が増加するにございまして、むしろ利用増が一割二分あるであろうという見積り方をいたしておりますが、全体の収入の見込みといたしましては、むしろ私共としては果してこれだけの、この見込み通りの予定の収入が上がるかどうか、若干のむしろ懸念を持つておる程度で、決してこれで収入の見積りが過少とは実は考えておりませぬ。結果におきまして若し収入の見積りが過少であつたという結果が出ますれば、それはむしろ非常に我々としても結構なことでありまして、そういう場合のことを考えまして、実は予算総則におきまして取扱数量等の増加に應じて収入が増加した場合、その増加を或る程度弾力的に経費の方に廻し得るような條項を加えてございまして、先般大臣からのお話がありましたように、その経費は一つ有効に事業のためになるように使ひたいと思つておる。尙見込みはこういたしておりますが、見込み以上の収入を確保するように一段とまあ全省一致して努力をするという事はこれはもう当然のこと、その覚悟でおるわけでございます。

それから保険の運用の問題が、通信省に移管された場合には、どれだけの収入増加になるであろうかという問題でございまして、実は通信会計だけでは考えますと、特別会計とはこれは別勘定でございまして、その運用の問題の利益も損もすべてこれは簡易保険及び郵便年金特別会計の方の問題として当然そこで計算上出て来るのでありますけれども、郵政特別会計の方といたしましては、簡易保険についての取扱に要する経費は必要なだけ、つまり実費を特別簡易保険及び郵便年金特別会計の方から繰入れて貰う関係になります。この方は実は運用はどちらでやりませうかという点で、ちまもプラスもマイナスもないということになりますので、直接料金にはそういうわけでありませぬから何らの影響も持ちませぬ。併し簡易保険及び郵便年金特別会計自体といたしましては、今のような決つた低率の利子を貰つておるよりも、自前で確実に融資の運用をするというだけで、それだけ簡易保険及び郵便年金特別会計に有利な結果をもたらすであろうという事は、これは御説の通りだと思つております。

○下條泰兵君 私昨日大臣にお尋ねしましたのは、こういう一般の物價が引下げに向かう際に、そういう政策をお探りになつておる内閣で、官業で、而も煙草のようなものだと聞煙草が出ておる。結局ピースを世界的の品質まで引上げないかと聞煙草の退治ができない。これは郵便の場合は、聞の郵便局はできないのでありますから、そういうことで料金の値上げ何かは慎重にやるべきだと考えております。という意味で、そういう際に尙且つ上げなければならぬというふうなことがあつたらば、私は非常に内部的な内部の合理化もやりになつておられるのであろう、こういうふうな考えで質問しましたのに対して、大臣からはその通り大いにやつておられるのだという御説明があつたので、その施策の一貫として、私は昨日例に挙げましたよう

に三十年間も無駄に続けておつたという例がございましたから、全國には恐らくまだ只今総務局長の説明だと、年々歳々改正されておるから、という御説明でありましたけれども、現実に私共は体験しておる面でもあり、而も昨日大臣は私の選挙区にも沢山あるという答弁をしておられたから、そういうものを今回の予算の編成に當りまして、徹底的に調査してやつておるかどうかという私の質問に対して、大臣はやつておるとおっしゃつたからして、やつておつたからには二十四年度においてどれだけか。こういうことを今お尋ねしたのでありますから、この点大臣の答弁と、総務局長の答弁とは大分食違つておるようでありませぬけれども、昨日は速記もなかつたことでありますし、多分そういう悪意の間違いであつたとは思われませぬので、そのまま結構だと思つておりますが、どうも私考えますと、その料金値上げが昨日も申し上げましたように、同じく上げるにしても、これだけ上げなくてもいいのじやないかという氣持がします。それから或いは上げなくても、やれる場合がある。例えばここに郵政省の場合に、旅費が一人五千五百円という旅費につきましても、非常に鉄道運賃なども更に上がることありますけれども、一般の民間の事業を見てもなかなかこれだけの旅費は必要としないと思つております。ここで仮に半分切り下げられますならば、赤字の四十八億何がしがうんと減つて来る。こういう面がまだ各方面に検討すれば出て来るのではないかと、お尋ねしたわけでありませぬ、いと資料も頂いてありませ

すことでもありますので、私の質疑はこれで打ち切りにいたします。○千葉信君 大臣がお見えになりましたので武藤政務次官にお尋ねいたします。私率直に申し上げますと、実は郵政省において独立採算制を堅持して行くという事は、これは今後においてもこういう問題が頻繁と起つて来るのではないかと。特に今日の料金値上げの問題に対しては、これはむしろ両省に分割して、そして、而も独立採算制を採つて行くというあの最初の出發に、そもそも大きな誤算があつたのではないかと。當時からして今日のような料金値上げをしなければならぬという原因があつたのではないかと。御承知のように郵政部門においては、従来においても大体採算ということがございまして、このように私は考えているわけでありませぬ。御承知のように通信事業が特別会計に移行せられた場合は、どうしても一般会計と切り離さなければこの通信事業の施設の拡充ということも困難であるし、従つてこれは長期に亘つての建設の計画をするには、特別会計に移行しなければいけないというので、その立場からこれを特別会計の方に移行されたわけでございますけれども、併しその後継続して一般会計に対して八千万円という巨額の繰入れ金をやつておりました関係上もあり、それから又一方は戦災その他で相当施設が破壊せられたというふうなこともあり、更に又こういう一般会計の繰入れ金のために事業施設が十分に拡充できなかった。そういう形のまま今度は突然こういう独立採算制という形を取つて、而も二省に分割して、郵政関係が、電氣通信関係に

比べてより不利な状態において事業を継続して行かなければならない。従つて両省分割の問題が起つた当時我々の立場としては、電気通信省の方はとにかくとして、郵政省の場合には当然これは大きな行政整理という問題にぶつかるか、さもなければ一方においては料金の値上げというものが当然起つて来るのではないか。これに対して通信当局はどういうふうにか考へておるかという点に對して、実は最近も通信大臣は公式の席上で我々もこの問題を解決するために行政整理や、或いは又料金の値上げという事は取りたくないという事を言つておられますけれども、しかしやはり具体的にはこういう形で料金値上げをしなければならぬ段階に迫られて来ておるわけです。併し私はやはり根本としては、將來においても独立採算制を堅持する限りこういう問題はしつちう起るのではないか。例へばさつき申上げますように独立採算制に移行された後の形を考へる場合、これらの福利厚生施設などという問題についても、これは同じ官業であつたところの鉄道に比べても、比喩ものにならない形に迫られて来ておる。こういうふうになると、これは恐らくは今後はどうしても改善しなければならぬという事は、これは必至の問題として起つて来るわけですが、そういう場合においてもやはりそれでは郵政関係の料金を更に値上げして、これを賄つて行くということになると、これは郵政事業そのものの性質から言つて、この公共性なり、或いは文化的な要素という立場から行くと、こういう独立採算制を強行するためには、どうしても料金値上げをしなければ

ばならないという結論が出た場合でも、やはりこういう料金値上げということは、公共性や文化の向上という立場から相当慎重に考へなければならぬ問題だと思ふ。そうなれば、この事業の公共性という立場から言ひましても、採算を無視しても事業を拡充しなければならぬという事が当然生じて来るだらうと思ふ。その場合に一体どこまでもこの独立採算制を強行して、更に第二次、第三次の値上げという形に結び付いて考へられる場合、將來この問題について大きく考慮するという必要があるというので、一般會計からの必ず何がしかの繰入という問題について通信省当局としては考へておられるかどうか。このことについて、率直な御答弁をこの際承つて置きたいと、かように存じます。

○政府委員(武藤一君) 千葉委員にお答へいたします。さつぱらんに申上げまして、お説のように独立採算制を堅持して行つても、今後果して値上げを実施することが再びありはしないかという事の御懸念に對しては、或いはさような点がなきにしも非ずと思ひますが、併し少くとも通信省といつたしましては、今後できるだけ事業の合理化を図りまして、そうして又機構の簡素化を図り、併せてサービスを落とすことなく努力する考へであります。お説のように郵便事業だけについて申せば、我が國ばかりでなく、合衆國におきましても郵便事業だけは大きな赤字を出しておるのであります。この点は私は千葉委員のおつしやる通り、若しも郵便事業が公共的なものであるならば、やはりこの或る程度合衆國に

見るがごとき赤字の発生することも止むを得ないことではないかと思ひます。併しながら我が國といつたしましては、何分にも國家經濟全体が非常に今や不足を告げておる状態でありまして、少くとも通信省だけといつたしましても極力努力をいたしまして、只今申しましたように独立採算制の実現を期したい考へであります。

○千葉委員 只今の御答弁に對して私又あと大臣がお見えになりましたから御質問いたします。

○委員長(大島定吉君) 速記を始めて下さい。

(速記中止)

○委員長(大島定吉君) 速記を始めて下さい。

○千葉委員 實は設置法の一部改正法案の提案理由の説明の中に、地方機構については、從來と變つた考へは持つておられないという説明がございましたが、去る二十三日の放送によりまして、何か本省の中で丁度アメリカで取られておるような第四等郵便局というやうな出張所を設けるといふ意味の発表があつたさうでございますが、これは事實でございませうか。若しそれがあるとするならば、設置法の一部改正に對しての提出理由の説明と聊か食違ひがあるように考へますが、如何がでございますか。

○政府委員(武藤一君) お答へを申し上げます。地方の行政機構については、法律に特に定めずといふ文句が確か提案理由の中にあると思ひますが、この点については政府委員の方から詳しく御説明申上げるつもりであります。尙只今お尋ねのありました第二点の簡易

では、只今考慮中でございます。

○委員長(大島定吉君) 速記を始めて下さい。

(速記中止)

○委員長(大島定吉君) 速記を始めて下さい。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 今回の値上げは独立採算制のために止むなく値上げすることはたゞ／＼申上げた通りであります。では今後更に独立採算制を堅持する上において、値上げをするやうな時期が来るのではないかと、ことに對するお尋ねださうであります。が、たゞ／＼申上げました通り行政整理をいたしましても初年度においては予想の三、四〇％ぐらいしか節約にならないのであります。従つて本年度におきましては約十五億から二十億の節約しかできませんが、平年度に参りますと、大体五十億の節減ができると思ふのであります。従つて來年度は今年度よりもこの状態で進みましても、三十億或いは三十數億のゆとりができると思ひます。このゆとりをどうするかという点、今年度において極度に職員諸君の福利施設の減らしたものを、今年度を併せたものも來年度は大々的にやりたい、こういう考へで職員諸君にはお氣の毒であります。今年度は節約が十分できませんから我慢して貰うという方法になつておりますが、來年度においてはそれを埋め合せをする、そういう一つのゆとりを持つて將來の独立採算制に臨んでおられますから、今後少くとも独立採算制維持のために値上げを再びするといふことは全然考へておりませぬし、しないつもりであります。

○新谷實三郎君 私は大に一つお尋ねしたいのであります。大臣はこの前に委員会でしたか、打合会でしたか、お尋ねいたしました。が、大臣は調べた上で答弁しようといふやうなお話があつたように思ひますが、小さな問題かも知れませんが、要するに現業員と官業員との関係ですが、どうも行政整理を一方でやろうといふのですが、どうもそれに一方で地方の小さな局で、私に言わせれば徒らにといふやうに言ひたいのですが、課をむやみに置いておる。最近さういふ傾向があるのです。この前にも申上げたやうに、百人そこそこの局で三つも課を置いておる。今までなかつたのですが、急に今度は分課を拵えて課を三つ置いたといふやうなところもありませんし、御承知のやうに地方の局になりますと、電信の如きは郵便局の一つの課に過ぎなかつたのです。六、七〇人ぐらいの電信の要員があれば、それを今度は両省に分離されるといふので、電信局といふものを置いて、そこへ又課を二つとか三つ置いておるやうですが、さういふ傾向を採つておるわけなんです。現在の通信省のやり方は、これは徒らに官業員を殖やして行きますと、結局現業員の定員を食つておると思ふのです。定員全体として殖えないのですから、現業の人達を引掛けて官業員の課長とか何とかといふものを拵えるといふことにしかならないのです。これは相當にこの状態をお続けになりますと、これは問題になると思ふのです。一方で料金の値上げをしなければならぬ、一方で行政整理をしなければならぬといふので、官業員だけ徒らに殖やして行くといふだけで、どうも現業員を奮励して行く、或いは監督する官業員の數

というものはどこを見て大体程度が決まっておるだろうと思つておる。ただ局になつたから課を替へるのだとかいうような、機械的な考えでやつたのでは、むしろ逆効果が多いのじやないかと思つておる。その点についてお調べになつたでしょうか。その点については私は將來はこういつた問題は考へて頂いて、むしろ現在のものでもできるだけやるならば整理されたいだらうと思つておる。そういう点についてお考えを伺いたいと思つておる。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この問題については新谷君から度々御質問があつて、私も御承知の通りこの方面にはあまり詳しくないので、答弁を留保しておつたのですが、その後関係局長からも意見を聞きまして、同時に現場をやつておる、先達て機会がありました。局長なんかにも聞いて見たのですけれども、局長なんかの意見は、百人以上になると、従来の主事制度よりも却つて能率的にいいという局長もありまして、又本省の労働組合の人が来たときに、こういう意見があるがどうかということも聞いたが、その問題については必ずしも反対ではないという意見もありましたが、要は私自身には分らないのです。むしろ新谷君の方が御経験があるし、詳しいので、従つて新谷君の意見は相当尊重して、今度の新しい再出発になる、電氣通信省、或いは郵政省を設置する場合には考慮に入れて、できるだけそれを設けることがふさわしい局には設けて、それから現在ありましてそれを設けることによつて却つて屋上屋を架して、事務の煩雜する、いわゆる他の労働者の労働を強化するという事態の生ずる虞れのあるものは、極力新谷君のお考えの通り整理して行きたいと考へておられます。要は具体的問題にぶつかりまして、そうして新谷君の御意見を入れて實際面に現わす、こう考へておられます。

○新谷實三郎君 今のところはそれ以上は無理かと思つておるが、將來の問題といたしましては、今お話になつたように具体的事情に応じてやつて行くというお話、それで結構だと思つておる。私こゝろいふ声を聞いておられます。又二、三の地区を見ますと局長なども困つておる。七十人ぐらゐのところに入つておる小さな課を置いておるが、むしろ現業の方は宿直などがありまして、そういう方面の人を殖やして貰う方が能率がよくなるのだが、それをむしろ課長を誰にする、主事を誰にするかということでお困つておるというふうな事情もあるのです。これは現実に見た例です。それで一般の問題として先程も申しましたように、行政整理の関係、料金値上の関係から、これは従前にさういふ官業員を殖やして、むしろ肝心の第一線の現業員を弱化するというふうな方法は、これは大臣の御存じのことではないと思つておるが、事務当局としてはやり方を考へて貰いたいと思つておる。

それから料金引上について、今独立採算制のことで大体方針の御説明があつたのですが、これはおつしやるように郵便関係では独立採算制というものはむずかしいと思つておる。而し國民の側から見ると封書が上げられるとやはり相当響くだらうというのを考へなければならぬのですが、ここで内容を

を見ますとやはり政策料金というものを相当織込んでおられる。従来もありましたが例へば新聞関係のようなもの、政策料金の決定というものにつきましては、今後独立採算制でやつて行かれる場合に公共的色彩の強いだけに、政策料金というふうなものも相当又一般から問題になると思つておる。公共的の方面からいふとさういつたものをもつと強化して行かなければならぬといふことになるのですが、新聞、書籍などはこれでも相当反対が来ておる。といつてこゝろいつたものを余り上げて行くといふことは、政策的に見て面白くないといふことになるのですが、一体こゝろいつたものになるのですが、少くとも、もう少し一般の声を聞いて、それは國會があるから國會でやればいといふことになりまして、もう少し一般の声を聞いて決められた方がいいじやないかといふふうな気がしますが、その点についてなにかお考があるでしょうか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) お話のよりに郵便料金をいじるといふふうなときには、國民の生活に非常に直接の響影がありますから、勿論國會もございませうけれども、國會に出すいわゆる案として相当吟味しなければならぬと思つておる。従つて運輸省あたりでは鉄道審議會というものがございまして、必ず運輸というふうな重要な問題は、その審議會の各層から出た各種委員の意見を聞いて、最後の決定は國會に出すといふことになつておられます。従来御承知のように通信省にはさういふ機関がなかつたのでありますが、今度郵政省がございまして郵政審議會というものを作りまして、各層から選任された委員によつて諮問機能的に意見を聞くことになると思つておる。私共は民主的に且つ廣く知識を深めるといふことにおきまして、中に入つておられますと、うちの一つの固つた知識になつてしまつて、外部から見た場合に非常に違つて来る場合もあると思つておる。又一度國會に出されると政府の面子などからできるだけ動かさないで行くという氣持がありますから、今新谷君がいわれたように、省議を決める前に民主的に一般の声を参考にされるものは参考にし、これで動かないのだという確信の下に國會に出すことがむしろ適当じやないかと考へておられます。尙制度上は今申しましたような形でありまして、その運用に当りまして、今後こゝろした重大な議案に際しましては、御意見のような方向に向つて、運用の上にも極力誠意を持つて進みたいと思つておる。

○新谷實三郎君 今のお話は、今度できます郵政審議會ですね。あの郵政審議會を、ちよつと鉄道審議會のよりに、料金問題などに関してはおそこに諮問されておられますが、勿論この郵政審議會の決定は、大臣が國會に提案される場合に極力それを尊重して、そのラインに副つて出す、こゝろいつたように了解してよろしいですか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) そうです。○新谷實三郎君 それからも一つ大臣に伺いたいことは、今度さういふ法律案が出て来るかと思つて待つておるのですが、通送関係の法律案ですね。御承知のように、郵便の通送、これは全國に亘つておつて、非常に大きなものだと思つておる。多分現在もまだ、

何と言いましたか、日本通送と言いましたか、郵便通送と言いましたか、通信省の外郭の一つの会社が全國的にやつておるのです。これは殆んど独占的な形でやつておるのですが、事業の性質上或る程度独占的にならざるを得ないだらうと思つておる。思つておるが、こゝろいつたものを全國一本でこれだければいかんといふふうな恰好でやることはいか悪いか、これは又別な角度から問題があると思つておる。通信省の関係、通信事業から言いますと、成るべく料金が安くて、さうして確実に運送をして呉れば、それで事足りるのであります。今の通送の会社はその條件に嵌つておるだらうと思つておるけれども、他にさういふふうなものができた場合に、或いはやろうとする場合に、それを阻止する必要もないかと思つておる。今度今度の会社と同じようなものができて、仮にその会社に委託するといつたしまして、さういふ場合に、同じような條件でもつて成るべくサービスを上げさせるというふうなことが、むしろ望ましいのじやないかといふ氣がするのです。これは先般運輸省関係でも、例の工事関係につきまして私いろいろ意見を述べたことがあるのですが、運輸省の方では、工事関係の方を独占的な形を改めて、一般的に電化工事等を解放するといふことになつたのですが、通信省を見ておきますと、まだ今申し上げておるような形が依然として残つておる。これについて、何か改められるようなお考えはありますか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 実は郵便物委託法案というものを起草いたしま

して、この内容から言いますと、今新谷君のお話のように、従来のいわゆる行き掛りというものを一切去つて、少くとも郵便物の輸送に従事するにふさわしいという一定の資格のあるものは、まあ毎年というわけには行きませんけれども、一定の年度ならば年度を決めまして、堂々と公入札で決めまして、そうしてその会社が一定の期間、一定の料金で請負うということになつておられますので、この法案が通過しますれば、当然お話のような結果になつて参るのであります。現在要綱は、閣議でも決まっています。関係方面の了解を得つつあるのであります。関係方面のセクシヨンの中でもいろいろ意見の異なるものがあつて、今その調節をいたしておるようであります。まあ日本政府の中でも多少意見はありましたが、これは何とか決まりが付くと思つておられます。できるだけこの國會に出したいと思つて、一生懸命その意見の相違の調整に努めておるような次第でありまして、これができますれば、お話のような通りの結果になると思ひます。

○小林勝馬君 大臣にちよつとお伺ひして置きたいのですが、第一種、第三種、第四種、第五種その他値上げをされるのに、第二種だけ据え置きせられて、恐らく第二種に第一種が殺到して来るのではないかと、そうした場合でもこの値上げはおやりにならないのか、現状据え置きのままでおやりになるのかどうか、はつきりお伺ひして置きたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 私は、何と申しましようか、つまり封書の方の利用減が單に葉書の方に來るばかりでなく、それ以上に私は葉書の利用増になるのではないかと、こういふように見透しを付けておられます。予算はそこまで行きませんけれども、私の考えでは、單純な封書の利用減が葉書に來るといふばかりではなく、今までよりも利用度が殖えるのではないかと、このうき考えを持つておられます。まあ予算のときにも、できるだけ殖したかどうかと言つたら、できるだけ現時的な予算にして置いてそれ以上殖えるのは結構だからと言つて、私の意見は引つては、今の予算以上に葉書の利用度は殖えたと考えておられます。併し殖えま

す場合におきましても、大体これだけの獨立採算制がとれるのでありますから、今の料金を又直ちに値上げするといふような考えは持つておりませんし、殊に昨日衆議院の公聴會、即ち参考人の意見などもありました。例へば昔煙草の値段を、パットといふものを労働者に特別に安くしておつた。かういふような措置は非常に面白い措置であつて、やはり郵便の場合でも、大抵は葉書で足りるのであるから、その用は一應葉書で足りるのであるから、そのうに大衆に直接関係のあるところの葉書といふものを安くするところに公共性も出て來るのではないかと、いふような陳述もありました。私が葉書の値上げをしないといふ最後の決心をいたしましたのも、その趣旨なのであります。仮に利用増が相当ありました場合でも、考え方がそうした趣旨ででき

ておるのでありますから、これを値上げしようといふ考えは持つておりません。

○小林勝馬君 それから昨日と重複し

たようなことになるかも知れませんが、昨日の予算の中で、私廣告収入を三億と申上げたのが、一億二千万と、電氣通信の三千万の誤りでございまして、ここを訂正してお伺ひいたしますが、電氣通信の方は僅かに三千万で、郵政省の方が一億二千万の収入で、四倍の収入を見積られたのはどういふ關係になつておられますか伺ひたいのと、それから電氣通信省の廣告収入が余りに過小であるように私共は思うのでございまして、昨日もお伺ひいたしました電柱の廣告その他、現在まで警視廳で行なつておられます警察電柱の電柱に廣告をやらしておるのでござい

ますが、ああいう過去のやつた経験から上げたものでは、これは相當の収入を上げ得るのではないかと。現に先般の旭通信興業あたりからの参考資料を見ましても、五億くらいの税金が上り、尙又通信省が同額の権利金と申します。収入を得れば、十億くらいの収入が上り得る。それを三千万に止めて置かれるといふことがちよつと腑に落ちない点でございまして、尙この収入を上げました結果は、怒らく今電氣通信省関係におきましても、郵政関係におきましても、厚生面に非常に少

い。かういふ面に向ける金が、少くとも五億、十億という収入が出て來るものでございまして、早急に、二省分割の設置法案が通過した際には直ちにやりになる御予定かどうかを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 昨日も小林君にお答えいたしました通り、この廣告制度は、通信省といたしては初めのことでありまして、殊に廣告を具體的にどういふふうにするといふと

ころまでは決つておりません。従つて、今後省令若しくはその他の規則という名目で具體的な廣告方法に対する検討を続けようと思つております。が、従つてそういうような、ただ廣告をやるといふだけの考えで予算に組んだものでは、勢いこの見積りから見ますといふと杜撰なものであります。この廣告料の収入は少なく見ておけば間違いないといふことがこの少額の予算でありますけれども、我々は予算がこうなつておりましたも、決して入る収入を少なく抑えて安心しておるという趣旨ではなくして、お話のように厚生施設、医療施設等はいくら金をかけてもかけ切れぬ極力収入を殖やしまして、その方に持つて行きたいと思つておられます。尙この郵政關係が多

く、通信關係が小さいといふような問題は、大体その葉書の隅の方に小さな廣告、五分か三分くらいの廣告を付けてまして、この収入を相當見ておつたのであります。ところが最近になつてポ

ストの背な、或いは前の方に出した

り、或いは御指摘の電柱に出すといふようなことになりまして、又電氣通信の方が相當大きくなつて來ると思ひます。従つて予算は一應これで落んでおりますけれども、我々は今お話のように資料を十分検討いたしまして、それをフルに活用するように進んで行きたいと考えております。従つて規則も只今所管の方で段々考え中でありませ

す。而も現在申請、或いは希望者も相當沢山ございまして、これをどういふ方法で選択するか。或いは一元的にやるか、地方別にやるか。或いはこれを將來運用する場合に、どういふ形で

やるかといふことも今検討中でありませ

すが、少なくとも六月一日までには、これに対する施行細則を決定いたしまして、速かに増収を図るような方法を講じたいと考えております。

○委員長(大島定吉君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(大島定吉君) 速記を始め

て。では本日はこの程度で散會いたします。明日は午前十時から証人を喚問したいと思ひます。御出席を願ひま

す。

午後零時三十五分散會

出席者は左の通り。

委員長 大島 定吉君
理事 中村 正雄君
小林 勝馬君

委員 下條 恭兵君
深水 六郎君
新谷寅三郎君
千葉 信君

國務大臣 小澤佐重喜君
通信大臣 武藤 嘉一君
政府委員 大野 勝三君

通信事務官 小笠原光壽君
通信事務官 大野 勝三君
通信事務官 小笠原光壽君

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された

一、逓送業務一元化に関する請願(第六百四十四号)
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第六百四十九号)

一、福島縣瀧根町菅谷に無集配特設郵便局設置の請願(第七百八号)

第六百四十四号 昭和二十四年四月十一日受理

通送業務一元化に関する請願

請願者 東京都港区芝公園四号

地全通信労働組合内

勝俣保雄外二十二名

紹介議員 水橋 藤作君 千葉

信君

政府は昭和二十三年法律第二百四十四号に基いて郵政省を設置し、非民主的且つ非能率な機構の改革を断行しようとしているが、政府の企図する機構改革案は、(一)段階が多いため通送の使命である敏速化が著しく阻害されること、(二)中間に地方通信局が存在するため、円滑な運営ができないこと、(三)中間管理事務が多いため経費のじんと大なること、(四)第一線従業員の意見が上部に反影し難いこと等の弊害が多いから、簡素にして且つ強力な機構を設置して通送業務の一元化を図りたいとの請願。

第六百四十九号 昭和二十四年四月十二日受理

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 名古屋市中区御幸本町

名古屋通信局内東海地方特定郵便局長会内

九鬼由松

紹介議員 新谷寅三郎君

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用再開は、地方財政の窮迫を緩和するのに極めて緊急事であるが、さらに新契約の増加を図つて、多額の保険料金

を得るために、同事業を逓信省の一元的運営に移されたいとの請願。

第七百八号 昭和二十四年四月十四日受理

福島縣瀧根町菅谷に無集配特設郵便局設置の請願

請願者 福島縣田村郡瀧根町長

熊谷武夫外七名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島縣瀧根町は無盡蔵の阿武隈山脈大瀧根石灰山の所在地であるとともに農産物、林産物及び牛、馬、羊を多量に産出し、昭和二十三年設置された菅谷停車場を中心に諸施設の計画を準備中であつて、これが実現の上は戸口の激増をきたし、郵便通信機関は当然必要であるから、地方の福利増進のため取りあえず町内菅谷地区に無集配郵便局を設置せられたいとの請願。